



講師派遣に係る費用は **無料** です!

出張講座

市内のどこにでも出張してお話します。

*まずは、消費生活センター **TEL 052-222-9679** に



「出張講座について教えて!」とお気軽にご相談下さい。

内容
(テーマ)

「悪質商法の被害にあわないために」

悪質商法の最近の事例や対処方法、防止策などについて、当センターのパンフレットやDVD等により学習します。

*ご要望に応じて内容は調整します。



申込み
対象者

市内の10名以上のグループ

(例)・一般 (PTA 女性会 自治会 会社の研修等)

- ・高齢者 (高齢者の集い ふれあい給食会等)
- ・若者 (小中高校の授業、専門学校・大学のガイダンス等)
- ・高齢者の身近な方々 (ケアマネージャー・ホームヘルパー、民生委員の集い等)

派遣講師

名古屋市 消費生活相談員

(日頃、当センターで消費生活相談業務を行っています)

講師派遣の
条件

平日 (月曜～金曜の午前9時～午後5時までの間)

会場は、**申込み者の方**でご用意下さい。

*講座に係る資料等については、予め当センターまで取りにお越し下さい。
(講座に係る資料等を郵送する場合は、料金着払いをお願いします。)

開催時間

1時間～2時間 (申込み者からのご要望に応じて調整します)

開催場所

申込者のご希望の場所 (市内ならどこでもOK!)

申込み方法
(問い合わせ)

①希望日の1カ月前までに **電話 052-222-9679** で
当センター出張講座担当までご連絡下さい。

②派遣日時等、必要事項記入のうえ、

「出張講座開催申込書」にて **FAX 052-222-9678** で
お申し込み下さい。